

○印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例

平成30年2月9日

条例第1号

改正	平成31年2月14日	条例第1号	令和2年2月17日	条例第2号
	令和3年11月26日	条例第5号	令和2年11月20日	条例第5号
	令和3年2月10日	条例第2号	令和4年2月16日	条例第2号
	令和5年2月14日	条例第7号	令和6年2月19日	条例第1号
	令和7年2月13日	条例第2号	令和7年3月25日	条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 管理者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 管理者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識

経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 管理者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 管理者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 管理者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 管理者は、前項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）第19条の規定による介護休暇の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつて、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 管理者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	円 392,000

2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

2 管理者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 管理者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる5号給の給料月額にその額と同表に掲げる4号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、規則で定める額を超えることはできない。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(職員の給与に関する条例の適用除外等)

第8条 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。次項において「給与条例」という。）第3条、第4条、第11条、第13条及び第23条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第2項、第26条第2項、第29条第2項並びに第29条の2の規定の適用については、給与条例第25条第1項及び第2項並びに第29条の2第1項中「第23条に規定する職にある職員」とあるのは「印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第29条第2項中「その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「特定任期付職員の総額は、当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額」とする。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和56年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第20条の2中「採用された職員」の次に「及び印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員」を加える。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

改正)

- 3 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法律第18条第1項」の次に「又は印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加える。

第3条第1項、第2項、第4条第2項の前段及び後段、第13条第1項第1号及び第21条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則 (令和2年2月17日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条中印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の改正規定及び第3条の規定(印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条中給与条例第29条第2項第1号の改正規定(「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める部分に限る。)及び第3条の規定(任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年11月20日条例第5号)

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月10日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第16条の表中「及び第2項」を削る。

附 則 (令和3年11月26日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年2月16日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例第29条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年2月19日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年2月13日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日

から施行する。

2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年3月25日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。